

結核医療費公費負担制度

患者さんの医療負担を減らし、安心して適切な医療を受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度の事です。

● 制度の種類について

- 1.入院の場合(喀痰塗抹 陽性)…感染症法 37 条（法第 26 条準用）による公費負担
- 2.外来治療の場合(喀痰塗抹 陰性)…感染症法 37 条の 2 による公費負担

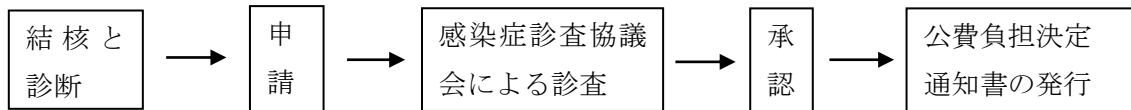
(1) 感染症法 37 条に基づく就業制限・入院勧告患者に対する公費負担について

保健所長は、結核患者がその同居者などに結核を感染させるおそれがある場合に、患者に対し医療機関へ入院することを勧告することができます。入院治療に要する医療費については、感染症法第 37 条（法第 26 条準用）により、市において全額を公費で負担します。

（ただし、世帯全員で市町村民税の所得割額が 56 万 4 千円を超える場合は自己負担が発生します。）※一部地方税法によらない算定方法が定められています。

感染症診査協議会の承認を得て、公費負担は決定され、退院までの間、30 日ごとに申請をしていただく必要があります。

公費負担申請の流れ



○ 公費負担申請方法

「公費負担申請書」に必要書類を添えて南区福祉保健課健康づくり係へご提出ください。

【申請に必要な書類】

- ① 健康保険証の写し
- ② 住民票（世帯全員が記載され、続柄の記載があるもの）
- ③ 市町村民税の所得割額を証明する書類（世帯全員分）

「課税（非課税）証明書」又は「市町村民税の決定通知書の写し」

入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が 4 月～6 月の場合にあっては、前年度）の市町村民税額の所得割の額の確定額

生活保護受給者	生活保護担当等発行の「受給証明書」
中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方	「本人確認証」のコピー

※②③を省略できる場合があります。

※7月1日時点について、再度自己負担額の確認をさせていただきます。

○ 結核について

結核は、「たん」などに含まれる結核菌が、咳やくしゃみによって空気中に飛び散り、それを吸い込むことによって感染します。主に肺に炎症を起こす感染症です。

菌を吸い込んだ人すべてが感染するわけではなく、感染した人が必ず結核を発病するわけではありません。体力の低下や免疫力が落ちると発病しやすくなります。

○ 入院の基準

① 「たん」の中に結核菌が出ている（喀痰塗抹陽性）の場合

他の人にうつる恐れが高いため、原則として入院による治療が行われます。

② 「たん」の中に結核菌が出ていない（喀痰塗抹陰性）の場合

喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査の結果が又は拡散増幅法のいずれかの検査の結果が陽性であり、以下のア、イ又はウに該当する。

（「たん」の中に結核菌が出ていない場合でも条件によって入院が必要な場合があります。）

ア 感染防止のために入院が必要と判断される呼吸器等の症状がある。

イ 外来治療中に排菌量の増加がみられている。

ウ 不規則治療や治療中断により再発している。

※他の人にうつる恐れがある場合、接客業など多くの人と接する業務につくことが制限されます。入院や通院に限らず、感染性の消失が確認されるまでは就業を制限されます。

○ 治療について

治療は、標準で6か月から9か月間、複数の結核薬を服用します。副作用などにより、薬の種類が途中で変わることもあります。

治療を開始すると症状は消失しますが、決められた期間の途中で服薬をやめてしまうと菌の増殖が抑えられないため治りません。また、菌が薬への抵抗力（耐性）をつけてしまい、薬が効かなくなってしまうことがあります。

必ず、最後まで服用を続けましょう。

※1 合併症医療の取扱い

その医療が患者にとって緊急に必要であり、入院勧告期間中に受療しない場合には、結核回復に悪影響があることが明らかな場合に限り公費負担の対象となります。

横浜市南区福祉保健センター福祉保健課 健康づくり係

担当

保健師

事務

Tel

Fax 045-341-1189